

自動はかり Q & A

改訂第 4 版

平成 28 年度計量行政審議会答申（今後の計量行政の在り方-次なる 10 年に向けて）により計量制度の見直しが行われたことに伴い、自動はかりが特定計量器に追加されました。そのため、一般的な質問等を Q & A にまとめたものを示します。

計量法施行令等の一部を改正する政令（令和 7 年 9 月 5 日公布）により、検定対象となる自動はかりは「特定計量器に該当する自動捕捉式はかりのうち、ひょう量が 5 kg 以下のもの」となりました。

なお、ここに記載されたものは一般的な自動はかりの判断の参考にしていただくとともに、個々に判断が必要な計量器があることにもご留意ください。

改訂の来歴

版名	改訂日	改訂内容
改訂第 1 版	令和 4 年 8 月	計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令附則の改正（令和 3 年 7 月 27 日公布、令和 4 年 8 月 5 日公布）により、以下の Q & A の内容を追加、修正、削除。 (追加 Q & A) 51-0 (修正 Q & A) 1-1、1-7、1-8、1-9、1-10、2-1、2-2、4-2、51-6、52-4、52-5 (削除 Q & A) 旧 52-4
改訂第 2 版	令和 5 年 12 月	特定計量器検定検査規則の改正（令和 5 年 7 月 24 日公布）等により、以下の Q & A の内容を追加、修正。 (追加 Q & A) 3-7 (修正 Q & A) ※誤記等の微修正も含む 1-1、1-2、1-7、1-8、1-9、2-1、3-1、3-3、4-1、4-2、4-4、4-5、4-8、51-1、51-3、51-4、51-5、51-6、52-1、52-3、52-5、54-3、55-1、55-2
改訂第 3 版	令和 6 年 12 月	計量法施行規則等の改正（令和 6 年 11 月 14 日公布）等により、以下の Q & A の内容を追加、修正。

		<p>(修正QA) ※誤記等の微修正も含む</p> <p>1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-7、1-9、2-1、3-1、3-3、3-7、4-2、51-1、51-2、51-3、51-5、54-3、55-2</p>
改訂第4版	令和7年9月	<p>計量法施行令等の改正（令和7年9月5日公布）等により、以下のQAの内容を追加、修正。</p> <p>(修正QA) ※誤記等の微修正も含む</p> <p>1-1、1-2、1-3、1-4、1-6、1-7、1-8、1-9、2-2、3-2、3-5、4-1、4-2、4-4、4-5、4-7、4-9、51-6、52-1、52-2</p>

目次

- 1. 自動はかりの定義について : Q1-1~Q1-9
- 2. 自動はかりの製造等について : Q2-1~Q2-2
- 3. 自動はかりに係る届出等について : Q3-1~Q3-7
- 4. 検定について（一般） : Q4-1~Q4-9
- 5. 検定について（個々の計量器）
 - 5-1. 自動捕捉式はかりの検定について : Q51-0~Q51-6
 - 5-2. 自動捕捉式はかり以外の自動はかりの検定について : Q52-1~Q52-2

Q & A

1. 自動はかりの定義について	
Q1-1	「自動はかり」とは。
A1-1	<p>自動はかりとは、「計量結果を得るために所定のプログラムに従って動作し、計量過程で操作者の介入を必要としないはかり」に該当するはかりのことを言います。</p> <p>その中で、「操作者の介入」とは、計量結果に影響を及ぼす操作者の介入のことです。被計量物を載せる行為が計量結果に影響する場合（例えば、被計量物の載せ方によっては偏置誤差が生じること）、内容量などが目的の設定量か否かの判断や、設定量に達するため常に手動で操作することなどを言います。昨今、各工程の自動化に伴い、計量値の確定以外の行為（例えば単なる載せ降ろし等）が自動化されるケースがありますが、計量過程外の自動化により操作者の介入がなくなった場合であっても、自動的な計量の制御が行われていないはかりは、「非自動はかり」として特定計量器に該当するケースがありますので、ご注意ください。</p> <p>そして、計量法上の特定計量器は、取引又は証明における計量に使用するか否かに関わらず、計量法施行令第2条に規定されています。</p> <p>自動はかりでは、「目量が十ミリグラム以上であって、目盛標識の数が100以上のもの」が特定計量器に該当します（目量は各器種 JIS の「検査目量」に該当します）。</p> <p>また、計量法における自動はかりは、以下に分類されます。</p> <ul style="list-style-type: none">・自動捕捉式はかり・ホッパースケール・コンベヤスケール・充填用自動はかり・その他の自動はかり <p>上記の自動はかりのうち、その他の自動はかりを除く4つの自動はかりを総称して、4器種の自動はかりと言います。なお、非自動はかりをカスタマイズした自動はかりについては、Q2-1を、自動はかりと類似する非自動はかりを使用している場合については、Q4-1を参照ください。</p>
Q1-2	自動捕捉式はかりとは。
A1-2	自動捕捉式はかりとは、JIS B7607:2024 の適用範囲及び定義に「個別の物体の質量又はばら状の物体の一塊の質量を計量する自動はかりのうち、自動重量選別機、

	<p>質量ラベル貼付機及び計量値付け機であって、検査目量の数が 100 以上のもの」と規定されています。</p> <p>また、自動捕捉式はかりのうち、ひょう量が 5kg 以下のもの（非自動はかりとして、定期検査済証印、検定証印等が付されたものを除く）が検定の対象になります。</p> <p>自動捕捉式はかりは、以下の呼称で分類されています。</p> <p>自動重量選別機：異なる質量の物体（例えば、包装商品）を、その質量と基準値との差に応じて複数サブグループに分類することを意図した自動はかり</p> <p>質量ラベル貼付機：事前に寄せ集めた個別の物体（例えば、包装商品）の質量の計量値のラベルを貼り付けることを意図した自動はかり</p> <p>計量値付け機：事前に寄せ集めた個別の物体（例えば、計量値、単価及び料金付き包装商品）の表示質量及び単価を基に料金を計算してラベルを貼り付けることを意図した自動はかり</p>
Q1-3	ホッパースケールとは。
A1-3	ホッパースケールとは、JIS B7603:2024 の定義に「ホッパー形状の荷重受け部で、バルク製品（ばら荷の状態の製品）を分割計量し、再びバルク製品へ戻す自動はかり」と規定される自動はかりのことを言います。
Q1-4	充填用自動はかりとは。
A1-4	充填用自動はかりとは、JIS B7604-1:2024 の適用範囲に「製品の個々の質量を自動計量して、所定質量ごとに充填する自動はかりのうち、一定質量の製品を袋・容器（最終取引形態ではないタンクローリー、コンテナなどに充填し、その後、製品を小分けにして再度充填するものは除く。）に充填することを意図したもので、供給装置・制御装置・排出装置を含むもの」と規定される自動はかりを言います。
Q1-5	コンベヤスケールとは。
A1-5	コンベヤスケールとは、JIS B7606-1:2024 の適用範囲及び定義に「搬送装置の動きを中断することなく、バルク（ばら荷）状態の製品の質量を、その製品に働く自由落下の加速度（重力）の作用とベルト速度との組合せによって連続計量するベルトコンベヤ型の自動はかりであって、単速度ベルトコンベヤ、可変速度ベルトコンベヤ又は多速度ベルトコンベヤと共に使用することを意図したもの」と規定される自動はかりを言います。

	<p>次の構造のものは除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送量積算を主目的とせず、定量供給を主目的とするもの[例えば、発電所の燃焼設備に固体燃料を供給するための装置であり、同時に供給量も補助的に表示（積算値表示）している固体燃料供給装置] ・積算した質量表示がなく、その他の表示（例えば、流量、速度、周波数）をするもの
Q1-6	その他の自動はかりとは。
A1-6	<p>その他の自動はかりとは、4器種の自動はかり以外の自動はかりのことを言います。4器種のそれぞれの定義から除外された自動はかりも該当します。</p> <p>ただし、4器種に該当するもの以外のはかりにおいて、非自動はかりと判断されるものもある事にご留意ください。</p>
Q1-7	“既に使用されている”又は“新規”のどちらに該当するかは、どのように判断するのか。
A1-7	<p>計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（以下「平成29年計量法施行令改正令」）附則（平成29年6月21日政令第163号抄）第2条において、検定証印が付されていない特定計量器であって、それぞれの基準日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものを、既に使用している自動捕捉式はかりとして定めています。</p> <p>一方、新規の自動捕捉式はかりは、基準日以降に製造された特定計量器や、基準日以前に製造されたものであっても基準日以降に新たに取引又は証明における計量に用いる場合が該当します。いずれの場合も、検定に合格したものを使用しなければなりません。稼働していない保管中の自動捕捉式はかりを基準日以降に新たに取引又は証明における計量に使用する場合については、Q51-6を参照ください。</p> <p>なお、基準日については、令和3年度と令和4年度、令和7年度の平成29年計量法施行令改正令附則の改正（令和3年7月27日公布、令和4年8月5日公布、令和7年9月5日公布）により、以下のとおりとなっています。</p> <p>自動捕捉式はかり：2024年（令和6年）4月1日</p>
Q1-8	2024年4月1日より前に、型式承認表示が付された自動捕捉式はかりを新規購入していた場合、技術基準はどうなるのか。また、基準日は新たに使用する自動捕捉式はかりと同様になるのか。

A1-8	<p>型式承認表示が付された自動捕捉式はかりは、検定を受検する時期がいつであっても、新たに使用される自動捕捉式はかりの技術基準が適用されます。</p> <p>一方、基準日前より取引又は証明における計量に使用されている自動捕捉式はかりであれば、既使用の自動捕捉式はかりと同様に 2027 年 3 月 31 日までに検定に合格すれば、その後も取引又は証明における計量に使用することができます。</p>
Q1-9	<p>特定計量器に自動はかりが追加されているが、特定計量器に該当しない自動はかりであれば、改訂された JIS 関連の計量要件・技術要件・試験方法等を厳守する必要は無いのか。また、特定計量器に該当する自動はかりの技術基準は、どう規定されているのか。</p>
A1-9	<p>特定計量器に該当する自動はかり（計量法施行令第 2 条第 2 号ロ）の製造事業者は、事業の届出（計量法第 40 条）及び製造時の検査（計量法第 43 条）の義務が課せられますが、特定計量器に該当しない自動はかりの製造事業者にはこれらの義務はありません。</p> <p>他方、特定計量器に該当しない自動はかりを使用する者は、（特定計量器である自動はかりを使用する者と同様に）正確な計量に努めなければなりません（計量法第 10 条）。</p> <p>特定計量器に該当する自動はかりについては、自動捕捉式はかり（ひょう量が 5kg 以下のものであり、特定計量器検定検査規則に引用されている JIS B7607（2024）附属書に定められた適用範囲及び定義に該当する計量器）を取引又は証明における計量を使用する場合は、計量法上の技術基準に適合するものを使用し、指定検定機関等が行う検定に合格し、検定証印が付されたものを使用する必要があります（計量法第 16 条第 1 項）。</p> <p>上記の自動捕捉式はかり以外の特定計量器に該当する自動はかりの製造事業者においても、事業の届出及び検査の義務が課せられます。これらの製造については、JIS に規定された計量要件、技術要件、試験方法等を必ずしも厳守する必要はありませんが、届出製造事業者は、例えば以下の JIS を参考として、計量法施行規則第 8 条の規定に基づき自ら検査規則を制定し、履行しなければなりません。これらを取引又は証明における計量に使用する場合には、検定証印が付されていなくても使用することができます（計量法第 16 条第 1 項、計量法施行令第 5 条第 3 号）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動捕捉式はかり JIS B7607（2024）附属書 ・充填用自動はかり JIS B7604-1（2024）附属書及び JIS B7604-2（2021） ・ホッパースケール JIS B7603（2024）附属書 ・コンベヤスケール JIS B7606-1（2024）附属書及び JIS B7606-2（2019）

	※なお、充填用自動はかり、ホッパースケール、コンベヤスケールの JIS については、今後、所要の改正を行う予定です。
2. 自動はかりの製造等について	
Q2-1	自動はかりを製造するとは、どんな行為を指すのか。
A2-1	計量法では、「製造」とは「計量器を完成させること」と解釈しています。すなわち、部品の製造はもとより、特定計量器を完成する工程以外の工程は、たとえ、その工程が全行程の大部分を占める場合でも、製造という概念には含まれないと解釈しています。例えば、型式承認番号が付された非自動はかりをカスタマイズし、充填装置を組み合わせて販売することは、改造とみなされ、自動はかりの製造に該当しますので、非自動はかりの型式承認表示は除去し、自動はかりの製造事業者として届出が必要となります。詳細は、 自動はかりの製造事業者について（平成 30 年 9 月版） をご確認ください。
Q2-2	製造している自動はかりは、どの計量器に該当するか。
A2-2	製造事業者が自動はかりを製造する場合は、事業者が意図した使用方法により、どの計量器を製造するかの判断が必要となります。また、取引又は証明における計量に使用される場合は、各自動はかりの計量法上の技術基準に適合しているものでなければなりません。
3. 自動はかりに係る届出等について	
Q3-1	自動はかりの製造を行う場合、関連する法令は何か。
A3-1	<p>自動はかりの製造を事業として行う場合（ただし、自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の製造の事業を行う者は、届出の必要はありません。）、計量法第 40 条の規定より、その事業の区分ごとに都道府県知事を経由して経済産業大臣に届出を行っていただくこととなります。</p> <p>製造事業者に係る主な関係法令を以下に示します。</p> <p>計量法第 40 条（製造事業の届出）</p> <p>計量法第 41 条（承継）</p> <p>計量法第 42 条（変更の届出等）</p> <p>計量法第 43 条（検査義務）</p> <p>計量法第 44 条（改善命令）</p> <p>計量法第 45 条（廃止の届出）</p>

	<p>上記は関係する法令の一部を抜粋しています。その他関連する法令及び規定等をご確認ください。</p> <p>関連規定等の一部を以下に示します。</p> <p>計量法施行規則第 5 条（事業の区分）</p> <p>計量法施行規則第 6 条（事業の届出等）</p> <p>計量法施行規則第 7 条（変更の届出等）</p> <p>計量法施行規則第 8 条（検査義務）</p> <p>また、製造した特定計量器の型式の承認を受ける場合は以下の規定をご確認ください。</p> <p>計量法第 76 条（製造事業者に係る型式の承認）</p> <p>計量法第 77 条（承認の基準）</p> <p>計量法第 79 条（変更の届出等）</p> <p>計量法第 80 条（承認製造事業者に係る基準適合義務）</p>
Q3-2	非自動はかりの届出製造事業者だが、自動はかりの製造事業者の届出も必要か。
A3-2	<p>現在、非自動はかり等の届出製造事業者であっても、4 器種の自動はかり及びその他の自動はかりを製造する事業者にあつては、計量法第 40 条の規定に基づき、取引又は証明における計量に使用するか否かに関わらず、計量法施行規則第 5 条で定める事業の区分ごとに届出が必要です。</p>
Q3-3	自動はかりの修理を行う場合、関連する法令は何か。
A3-3	<p>自動はかりの修理を事業として行う場合（ただし、自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の修理の事業を行う者は、届出の必要はありません。）、計量法第 46 条の規定より、その事業の区分ごとに都道府県知事に届出を行っていただくこととなります。</p> <p>修理事業者に係る主な関係法令を以下に示します。</p> <p>計量法第 46 条（修理事業の届出）</p> <p>計量法第 47 条（検査義務）</p> <p>計量法第 48 条（改善命令）</p> <p>計量法第 49 条（検定証印等の除去）</p> <p>上記は関係する法令の一部を抜粋しています。その他関連する法令及び規定等をご確認ください。</p>

	<p>関連規定等の一部を以下に示します。</p> <p>計量法施行規則第 10 条（軽微な修理）※</p> <p>計量法施行規則第 11 条（簡易修理）※</p> <p>計量法施行規則第 12 条（型式承認表示を除去しない修理等）※</p> <p>計量法施行規則第 13 条（準用）</p> <p>※自動はかりの修理、軽微な修理及び簡易修理等については、器種ごとの JIS 附属書に記載しております。</p>
Q3-4	非自動はかりの届出製造事業者だが、自動はかりの修理事業者の届出は必要か。
A3-4	現在、非自動はかり等の届出製造事業者であっても、4 器種の自動はかり及びその他の自動はかりの修理の事業を行う場合は、計量法第 46 条の規定に基づき、事業の区分ごとに届出が必要です。
Q3-5	適正計量管理事業所だが、自動はかりを所持している場合、届出等は必要か。
A3-5	<p>計量法第 127 条に規定するとおり、適正計量管理事業所は使用する特定計量器の名称等や計量管理の方法に関する事項を、都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出します。計量法第 62 条（同法第 133 条で準用する）の規定により経済産業大臣に提出した記載事項に変更があった場合は、都道府県知事を経由して遅滞なく届け出なければならないこととなります。</p> <p>自動はかりが計量法上の特定計量器に追加されているため、自動はかりを所有している場合は、記載事項の変更届出が必要になります。</p> <p>適正計量管理事業者に関する指針を、計量行政室の H P 上「計量制度の見直しに伴う適正計量管理事業所の留意事項」に記載しております。</p>
Q3-6	自動はかりを使用している適正計量管理事業所は変更届を出す必要があるが、その際、計量管理規程も変更する必要はあるのか。
A3-6	適正計量管理事業所が今後、自動はかりの定期的な自主検査を実施するにあたり、従来の計量管理の体制（組織）や方法（設備等）などを変更する必要があつて、その結果、従来の計量管理規程の内容に変更が生じる場合は、変更されるべきと考えます。
Q3-7	適正計量管理事業所として、自動捕捉式はかりを取引又は証明に用いない場合の使用検査については、どのような対応が必要か。
	適正計量管理事業所が、取引又は証明に用いない自動捕捉式はかりの使用検査を行う場合、JIS B 7607 附属書 JB.5 に規定のとおり、技術上の基準、使用公差、検査の方法及び器差検査の方法について、自動捕捉式はかりの用途などに応じて、自社自ら必要な基準を定めてよいとされております。

4. 検定について（制度・料金等）	
Q4-1	全ての自動はかりが検定の対象となるのか。
A4-1	<p>特定計量器に該当する自動はかり（計量法施行令第2条第2号ロ）のうち、ひょう量が5kg以下の自動捕捉式はかりを取引又は証明における計量に使用する場合は、検定の対象となります。なお、構造上自動はかりに類似するはかりであっても、非自動はかりとして型式承認番号が付されたものを取引・証明に用いる場合は、今後も非自動はかりとして検定及び定期検査を受けていただくこととなります。</p> <p>自動はかりの定義等については、Q1-1～1-6をご確認ください。</p>
Q4-2	既に使用している自動はかりを基準日以降も取引又は証明における計量に使用する場合は、いつまでに検定を受ければよいか。
A4-2	<p>計量法施行令附則（平成29年6月21日政令第163号抄）第2条の規定及び平成29年計量法施行令改正令附則の改正（令和3年7月27日公布、令和4年8月5日公布）により、既に使用されている自動捕捉式はかりについては、2027年（令和9年）3月31日までに検定に合格すれば、その後も取引又は証明における計量に使用できることとなります。</p> <p>なお、自動捕捉式はかりを取引又は証明における計量に使用しない場合は、検定を受検する必要はありません。</p>
Q4-3	検定はどこに申請すればよいか。
A4-3	申請先の指定検定機関は、計量行政室のHPに検定を行う計量器の種類及び地域が掲載されています。 （ホームページのリンク）
Q4-4	確認済証とは。
A4-4	<p>特定計量器検定検査規則附則（平成29年9月22日経済産業省令第70号）第2条の規定により、既に使用されている自動捕捉式はかりであって、最初の検定に合格した場合、検定証印とは別に確認済証を付するものと規定されています。</p> <p>検定に合格した場合、検定を行った指定検定機関等が当該計量器へ確認済証を貼付することとなります。</p>
Q4-5	定期検査は必要か。
A4-5	<p>自動はかりでは定期検査は必要ありません。</p> <p>他方、自動捕捉式はかりの検定有効期間は2年となり、有効期間を経過する前に再度検定を受けていただくこととなります。ただし、計量法第127条第1項の指定を受けた適正計量管理事業所において使用する自動捕捉式はかりは、検定有効期間は6年となります。</p>

	<p>なお、定期検査の対象となる特定計量器は、計量法施行令第 10 条第 1 項に規定される特定計量器（非自動はかり、分銅及びおもり）になります。</p>
Q4-6	<p>使用している自動はかりがリース品の場合、事業者（使用者）とリース業者（所有者）のどちらが検定申請者となるか。</p>
A4-6	<p>法令上は検定の申請者について具体的な規定はありません。事業者（使用者）又はリース業者（所有者）から検定の申請は可能です。どちらが検定を受検するかについては、当事者間の取り決めによることとなります。</p>
Q4-7	<p>充填用自動はかりを使用して、密封製品の製造をしている。密封された製品はその後、自動捕捉式はかりで内容量の最終確認を行っている。この場合、自動捕捉式はかりの検定は必ず必要か。</p>
A4-7	<p>製品の内容量表記について、どちらの特定計量器を使用して最終計量を行っているかによって判断されます。Q4-7 の内容であれば、一般的には自動捕捉式はかりが最終計量に該当すると考えられます。ただし、上行程における充填用自動はかりが、最終計量に必要な精度を確保できる場合には、その計量値を最終計量の結果として扱い、下行程の自動捕捉式はかりは欠品などの選別のみを使用することも可能です。この場合は、充填用自動はかりによる計量が「取引における計量」となることから、自動捕捉式はかりの検定を受ける必要はありません。</p>
Q4-8	<p>指定検定機関の検定手数料はどうなるのか。高額となり負担増となるのでは。</p>
A4-8	<p>指定検定機関の検定手数料は、民間団体である指定検定機関が市場競争の中で個別に決定することとなります（経済産業大臣の認可が必要）。</p>
Q4-9	<p>適正計量管理事業所の指定を廃止した場合の自動捕捉式はかりの有効期間の取扱いについて、検定から 2 年を経過していた場合には、適管の廃止届の提出と同時に自動捕捉式はかりの検定の有効期間が超過しているとの扱いとなるのか。</p>
A4-9	<p>適正計量管理事業所の廃止と同時に自動捕捉式はかりの有効期間は 2 年となり、前回検定から 2 年を経過した場合には有効期間超過となります。当該自動捕捉式はかりについては、取引又は証明における計量に使用した場合、法第 16 条の違反になります。</p>
<h2>5. 検定について（個々の計量器）</h2>	
<h3>5. 1. 自動捕捉式はかりの検定について</h3>	
Q51-0	<p>自動捕捉式はかりは全て検定を受ける必要があるか</p>

A51-0	<p>計量法施行令第 6 条の規定により、自動捕捉式はかりのうち、ひょう量が 5 キログラムを超えるものは計量法第 16 条に規定する使用の制限が係りません。</p> <p>つまり、ひょう量が 5 キログラムを超える自動捕捉式はかりは検定を受ける必要はありません。</p>
Q51-1	自動捕捉式はかりの検定はどんな検査を行うのか
A51-1	<p>自動捕捉式はかりの検定方法は、JIS B7607 附属書 JA に規定されており、器差検定、表記及び個々に定める性能の試験を行います。</p> <p>個々に定める性能の試験項目を以下に示します。</p> <p>新規の自動捕捉式はかりにあつては JA.3 に規定されています</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大許容標準偏差(カテゴリ X のみ適用) ・動補正の範囲 ・ゼロ点設定精度 ・風袋引き装置の精度 ・偏置荷重の影響 ・平衡安定性 ※静的計量はかりのみ適用する ・表示装置及び印字装置の一致 <p>他方、既使用の自動捕捉式はかりにあつては JA.4 に規定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大許容標準偏差(カテゴリ X のみ適用) ・ゼロ点設定精度 <p>なお、器差検定や、試験の詳細については、当該 JIS をご確認ください。</p>
Q51-2	精度等級とは。
A51-2	<p>JIS B7607 の規定により、自動捕捉式はかりはその用途によって、カテゴリ X 又はカテゴリ Y の精度等級に分類されます。</p> <p>カテゴリ X は、自動重量選別機に適用します。</p> <p>カテゴリ Y は、質量ラベル貼付機及び計量値付け機に適用します。</p> <p>カテゴリ X は、さらに XI, XII, XIII 又は XIII の 4 種類に分類し、製造事業者が指定する等級指定係数 (x) で補完します。</p> <p>カテゴリ Y は、さらに Y(I), Y(II), Y(a)又は Y(b)の 4 種類の精度等級に分類します。</p> <p>なお、詳細については、当該 JIS をご確認ください。</p>
Q51-3	検定は実材料を使用するのか。

A51-3	自動捕捉式はかりの検定は、原則として実材料（実際の製品）を用いて試験を行うこととなります。ただし、実材料を使用した検定ができない場合には、適切な擬似材料を用いて行うことができます。擬似材料は、実材料に近い寸法及び重心となるように配慮する必要があります。なお、実材料及び擬似材料は一般的には、申請者が準備することとなります。
Q51-4	静的計量する自動捕捉式はかりとは。
A51-4	静的計量する自動捕捉式はかりとは、「質量計量プロセスの間、安定平衡に基づいた計量システムで動作するはかり」を言います。
Q51-5	自動捕捉式はかりが検定の対象となったということですが、これは全量検査が必須と同義で、検定有効期間内にある非自動はかりによる重量抜取検査は認められないということか。
A51-5	計量法第 16 条第 1 項の規定により、検定対象の特定計量器を用いて取引又は証明における法定計量単位による計量を行う場合は、有効な検定証印等が付された特定計量器を使用する必要があります。したがって、検定対象の自動捕捉式はかりを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する場合は、検定に合格した自動捕捉式はかりを使用して、全数計量を行うことが必要となります。
Q51-6	基準日以前から保管中で稼働していない自動捕捉式はかり（予備機）を基準日である 2024 年 4 月以降に新たに取引又は証明における計量に使用する場合、既に使用されている自動はかりとして検定を受けられるか。
A51-6	既に使用されている自動捕捉式はかりには、特定計量器検定検査規則に規定のある通り、基準日より前から取引又は証明における計量に使用されている特定計量器（自動捕捉式はかり）が該当することとなります。 よって、基準日以降に取引又は証明における計量に使用する場合は、新規の自動捕捉式はかりの計量法上の技術基準が適用されるため、質問のケースでは既に使用されている自動捕捉式はかりに該当しません。また、技術基準に適合しないため、検定を受けることができません。
5 - 2. 自動捕捉式はかり以外の自動はかりの検定について	
Q52-1	自動捕捉式はかり以外の自動はかりは検定が必要か。
A52-1	自動捕捉式はかり以外の自動はかりに該当する特定計量器を使用する場合にあっては、計量法施行令第 5 条の使用の制限の特例にかかる特定計量器に該当するため、取引又は証明における計量に使用する場合であっても、検定を受ける必要はありません。

	ただし、計量法第 43 条の規定により製造事業者は製造した特定計量器について、検査を行わなければなりません。
Q52-2	その他の自動はかりは、型式承認を受けることができるのか。
A52-2	その他の自動はかりには、計量法施行令第 5 条の使用の制限の特例にかかる特定計量器に該当するため、計量法上の技術基準がありません。そのため、計量法第 76 条の製造事業者に係る型式承認を受けることができません。